

第百十二回国会 衆議院 土地問題等に関する特別委員会議録 第四号

昭和六十三年四月二十日(水曜日)

午前十時二分開議

出席委員

委員長 小此木彦三郎君

理事 石川 要三君

理事 西田 司君

理事 羽田 孜君

理事 坂井 弘一君

理事 衛藤征士郎君

理事 小杉 隆君

理事 椎名 素夫君

理事 谷 洋一君

理事 林 大幹君

理事 小野 信一君

理事 沢田 広君

理事 草川 昭三君

理事 中村 巖君

理事 塚田 延充君

理事 中島 武敏君

理事 大塚 雄司君

理事 野田 毅君

理事 井上 普方君

理事 西村 章三君

理事 金子原二郎君

理事 近藤 元次君

理事 田村 良平君

理事 中川 秀直君

理事 若林 正俊君

理事 菅 直人君

理事 中村 茂君

理事 小谷 輝二君

理事 森田 景一君

理事 辻 第一君

委員の異動

四月二十日

辞任

岡田 正勝君

同日

辞任

塚田 延充君

補欠選任

塚田 延充君

同日

補欠選任

岡田 正勝君

土地問題等に関する特別委員会 高戸 純夫君
調査室長

本日の会議に付した案件
多極分散型国土形成促進法案(内閣提出第七八号)

○小此木委員長 これより会議を開きます。
内閣提出、多極分散型国土形成促進法案を議題といたします。

本日は、本案審査のため、参考人として茨城県知事竹内藤男君、関西経済連合会会長宇野收君、元内閣法制局長官林修三君及び東京経済大学教授柴田徳衛君に御出席を願っております。

この際、参考人各位に一言ごあいさつ申し上げます。

本日は、御多用中のところ本委員会に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。また、参考人各位におかれましては、それぞれの立場から忌憚のない御意見を述べいただくようお願い申し上げます。

なお、御意見は十五分程度に取りまとめてお述べいただき、その後、各委員からの質問にお答え願いたいと存じます。

それでは、まず竹内参考人をお願いいたします。

○竹内参考人 茨城県知事の竹内藤男でございます。この法案の御審議に当たりまして、土地問題について意見を述べさせていただきます。

今回のような急激な地価高騰に対する土地対策といたしましては、税制の強化、金融対策あるいは不動産取引の規制など、土地取引に対する規制措置がいろいろと講じられ、かなり有効に働いていると思っております。土地問題解決の最も基本的対策は、土地の供給を拡大し、需要と供給のバランスを図ることであると考えております。その意味で、この法案の第五章の「住宅等の供給の促進」特に二十七条第二項の住宅地の開発と鉄道を一体的に整備する、この条項は極めて適切であると考えるわけであります。

将来の東京圏の住宅需要増に対応するため、茨城県はかなり大規模な開発を考えております。四全総、首都圏基本計画等によりまして、東京圏の人口は昭和七十五年には約三百万人増加することになっております。その三分の一の百万人を受け持つ茨城県南部地域は、この住宅地需要にこたえるためにも必要でございます。その特に中核の仕事といたしまして、常磐新線の早期建設が不可欠であります。

茨城県南部地域は、今申し上げましたように百万人の人口受け入れが期待されているわけであります。御承知のとおり、現在十三歳から十六歳のいわゆる第二次ベビーブーム世代は昭和七十年代の前半から世帯形成を始め、昭和七十五年には住宅地需要が顕在化するわけでございます。この第二次ベビーブーム世代による住宅地需要の大きな波が昭和七十年代半ばに押し寄せてくるわけでございます。

茨城県南部地域は、住宅供給地として非常に有利な条件を備えております。一つは東京の都心から四十キロないし六十キロという至近距離にござ

います。ここに全体では約四万四千ヘクタールの広大な開発可能地がございます。地価が比較的低廉でありまして、快適な自然環境の中にあります。しかも茨城県は都市計画法の適用をかなり広範にやっております。この県南部地域は既に市街化区域、市街化調整区域の線引きを終えております。したがって、大部分は現在市街化調整区域という形になっておるわけでございます。しかもその上、最近、これからの宅地開発というものを考えまして、監視区域の制度を適用して監視区域にしたわけであります。特に監視区域では、調整区域でもちょっと高い二つぐらいの町村は年六割ぐらい地価が上がっておりますので、従来の各県とは異なりまして、調整区域についても監視区域を適用いたしております。

そういうことで、地価の値上がりを抑えながら、この広範な、今比較的地価の安いところを住宅地として開発することが一つ可能ではないか、このように考えておりますが、鉄道が常磐線がいつばいでございます。日本の国、特に東京の通勤線の中で常磐線が一番混雑している線でございます。したがって、運輸政策審議会長の答申に基づきまして、ただいま常磐新線の建設というものを一生懸命進めようとしておるわけでございます。

昨年十月に民間活力活用懇談会というのを当時の金丸副総理のところでおつくりなしまして、そのときにグレイターつくば新都心建設構想というものが日本の国の十大民間プロジェクトの中に挙げられてリストに載せていただいたわけでございます。これは、先ほど申しました地域のうち約四千ヘクタールの具体的開発できる地域をプロットいたしました。ここに住宅約五万戸、工場、研究所八百ヘクタールをつくっていく、そして筑波にさらに民間の研究その他を誘致いたしまして、日本の国際的な研究開発センターに筑波をしていこう、また大規模な住宅供給を行っていくこ

う、また工業団地をつくって先端産業を誘致して、また業務市街地を整備いたしまして東京にある業務機能の分散の受け入れ先にして、こう、そういうような大計画を、今はまだ構想の段階でございますが、持っているわけでありまして、この中心はやはり何といたしまして常磐新線の早期建設でございます。

常磐新線は、大体現在考えておりますのは、東京から秋葉原、浅草、北千住、八潮市南部、三郷市中央部、流山、柏、守谷そして筑波研究学園都市という距離でございます、全体で約五十八キロ、で地上がりますと東京一学園間が四十分、こういうことでございます。

これにつきましては、我々といまして、一つは鉄道建設のために第三セクターをつくらうというところで、ただいま東京都、埼玉県、千葉県、茨城県、一部三県がそれぞれ出資金を用意しております。六十二年度につくるはずだったのですけれども、ちょっと延びておりまして、お金は六十三年度に繰り越しておりますけれども、持っておりますし、開発銀行から一億円の出資、これも六十二年度の予算で裏づけをされているわけでございますが、まだJRの方が出資をしてくれない、こういうような状況にあるわけでございます。JRとしての不安は、何としてもこれからの鉄道は相当お金がかかります。そこで国からの援助措置といいますが、低利融資その他の援助措置がどういふふうになるかということが非常に大きな問題だということで、ただいま一都三県の副知事とJRの副社長、それから運輸省の審議官、これが寄りまして対策の検討委員会等をつくって具体的なものを煮詰めているわけでございますが、国の援助措置をどういふふうにするかということが一番大きな問題であるか、こういうふうにかんがえているわけでございます。

もう一つは、東京圏の都市構造の改編の問題でございます、東京に集中しております機能を地方に分散するということが業務機能の分散ということが特に必要になってきておると思ひます。工場はかなり分散しておりますし、研究所もある程度分散しておりますが、他の業務機能がまだ分散していないという状況でございます。官庁の移転も必要でございますが、民間の業務機能の移転ということが非常に大事になってくるわけでございます。

四全総におきましては、東京から五十キロから六十キロのところに環状で、リング状で高速道路をつくらうとして、これは首都圏中央連絡道路という高速道路でございますが、これをつくって、そしてここに業務核都市という、いわば衛星都市を幾つかつくって、こう、こういう計画であります、これをぜひとも進めていくために、今回の法律は非常に適切なものではないか、こういうふうに考えているわけでございます。

筑波は、おかげさまで国の試験研究機関あるいは筑波大学などの大学が立地をし、この四十七の国の試験研究機関があるということが、最先端の技術、頭脳があるということが、さらに民間の企業を呼ぶ、こういうような状況になっております。この科学技術の集積、工業団地を我々の方も用意をいたしまして計画的に受け入れたということもございまして、現在筑波市内で二百二十六社、筑波市の周辺で百社、約二百数十社が、この科学技術の集積を目指して、優良な企業が続々と今立地をいたしているわけでございます。したがって、集積が集積を生むというふうなこともよく言われておりますけれども、まさにその典型ではないか。我々といましては、世界の中心になるような研究開発センターにしたい、先ほど申し上げたとおりでございます。また、リサーチコアという制度をつくらうとして、産官学の研究交流の中心になる研究支援センターも既に法人ができて、今これから建築にかかろうというところで進んでいるわけでございます。

以上、土地対策につきまして、土地供給の拡大と東京圏の都市構造の改編について申し上げましたけれども、このたびの多極分散型国土形成促進法案は、まさに適切な措置であると評価するものでございます。この法律は基本的な性格を持っておりまして、したがって、具体的な施策がこれから必要でございますが、特に、先ほど申し上げましたように宅地開発と鉄道新線の建設を一体的に推進するための関連する立法措置、それから業務核都市や拠点地域の整備を促進するための具体的な国の予算措置、また国の行政機関等の移転計画の具体化、こういうことを適切に行っていただくことをお願い申し上げる次第でございます。この点を要望いたします、私の意見を終わらせていただきます。(拍手)

○小此木委員長 ありがとうございます。次に、宇野参考人をお願いいたします。○宇野参考人 関係連の会長をいたしております宇野でございます。

まず私は、地方におきまして非常に感ずることでありまして、最近の東京の一極集中というものはとまらないというところでございます。これは、とまらないのは当然でありまして、情報化、国際化が進んでいく中で、効率を追っかければだんだん一極に集中するというのは当然でございます。から、このとまらない効率を追っかけていく流れの中で、一方、この裏側に出てくる幾つかの弊害をどうするかというところがこの法律の問題の根底にあるのではないかと思います。

私も思いますのは、現在の一極集中の効率化の進む反面の弊害というものは、一つは地価の高騰であるとかあるいは家が買えないというふうな、とにかくアメニティーが非常に破壊されておるといふ問題でございます。もう一つは、大地震その他があったときの防災の対策が打てないではないかという問題でございます。もう一つは、地方と東京圏との格差がますます開いていくという、この問題でございます。あとは、このままでいったら日本の文化がみんな東京並みの文化になってしまうという、文化の

画一性という問題でせうかと思うのでございます。こういう、一方で効率を追っかけたことによって進めれば進めるほど、二十万で大きな非効率といえますが、弊害が起こつておるといふ二律背反する中で、一体どうするかというところが、実はこの首都圏の機能を分散するという問題と理解しております。これは大変容易なことではないと私は思います。幸いにしてこらういふ問題については全国総合計画というものがございまして、今まで何回かこのことは指摘されておりますけれども、率直に言いますと、過去三回ありました全総というものの、特に第三全総の中心住圏構想というものは非常に立派な思想がうたわれておりますけれども、現実はその思想とは裏腹の方向へどんどん進んだということを考えますと、ここで第四全総の多極分散型の国土形成というものを裏づけるための手続あるいは多極分散というのはいく何であるのかというところが法律で明示されたという意味で、今度の法案が出ますことは私どもは大変歓迎をいたしますし、ぜひこの法案を通したいというふうに思ひます。

しかしながら、先ほど申し上げましたように、この問題は、幾つかの従来の制度の中で、そして今の国際的な情報化、国際化の流れの中で、一極集中が進んでおる、集積しておるといふこの非常に大きな流れをどこかでとめるわけでありまして、法律の中へ盛り込まれる問題というものは大変難しい問題をはらんでおるといふことも事実でございます。そういう点で、私は基本的には、今までは個別の法律でもって全総の対応をしてこられたのが、四全総の四段階になって総合的な法案をつくって対応されるという姿勢に対しては賛意を表しますけれども、幾つかの問題点を感ずるわけでございます。

私は、四つばかり締めくくって申し上げたいと思ひます。その一つは、やはり現在の行政の組織あるいは行政の仕組みの枠の中でひとつ何とかな多極分散型

をつくりたい、そういう範囲を出ていない。これは、現実から考えればなかなか難しいことだから踏み込めないということがあろうかと思ひます。いささかどうも物足りないというものがございいます。やはりもう少し本格的にこの問題に踏み込む、そのところまで踏み込んでいただきたいということでございます。

例えば関東連では、昭和三十年から始まりまして過去三十年間、地方の行政のあり方について幾つかの検討を重ねてまいりました。その一つは、地方の行政組織の区域をもつと広域化して対応すべきではないかという広域行政の制度でございます。

もう一つは、やはり地方に権限を移譲すると言ふけれども、その権限の受け皿というものを地方にどうしてつくつたらいいかという問題でございます。これは、私も地方庁という名前前で考えてまいりました。つまり、地方を大きな広域行政にするという意味での道州制と、そして、地方に権限を大きく渡すという意味での地方庁構想というものの、やはりこの際踏み込んでいきたいと思います。先ほどの非常な大きな地方分散をやろうという場合には、なかなか仕組みができていかならないのではないかとこの問題点を感ずる次第でございます。最近遷都の問題が非常に出ておりました、どこがいかにいいかということがあつたり、何かいろいろ言葉の間違いがあつたりして、何かはやはり機能を地方に分けるという意味で、私はやはり機能を地方に分けるという意味での見えざる遷都、どこに都を移すということよりも、機能を渡すということによる遷都というものが幾つかあるはずだ、それが一つは広域行政区の問題であり、一つは地方庁問題であるというふうな思ひついておりますので、そういう問題に踏み込んだ問題を今度の促進法にお考えいただきたいというのが一つでございます。

もう一つは、先ほどお話が出ました業務核都市構想でございますが、これは関東圏に分散を図るという一つの応急の措置として理解をいたしませう。

す。しかしながら、これは一たび間違えたと東京に一点集中したのが関東圏にさらにさらに大きく集中するということであつて、先ほど申しました地方と関東圏との格差というのにはますます開くのではないかとこの問題に対する懸念をいたします。したがつて、この問題についてもどこかで応急措置であるという配慮をしていただく必要があるのではないかとこの第二の問題でございます。

第三番目の問題は、この法案を通じて民活ということが何遍か述べられております。これはもう私も非常に理解をいたしますが、一言で申しますと、民活というのは実は成立いたしません。関東圏であると思ひます。関東圏にはそれだけの経済力がありますから民活ができると思ひます。しかしながら、地方には民活は不可能であると思ひます。その間におります関西圏なり、あるいは名古屋圏は、民活ができるかできないかという間におるのではないかと思ひます。したがつて、民活というものを地方に持つていくというところについては非常に無理がある。だから、地方に対する振興はすべて公共の投資であるいは政府の援助ということにベスにすべきであるというふうには思ひます。

最後の問題は、実は今度の促進法案が非常に総合的な法案であるという意味で私も評価いたしますが、従来からある個別的な地方の振興ないしは個別的な振興に絡む法律との関係は一体どうなるのかという問題でございます。極めて具体的に申しますと、関西圏あるいは名古屋圏というのは、言うなれば東京が一階とすれば地方が二階であつて、関西圏、名古屋圏は中二階ぐらいのところではないかと思ひます。したがつて、そういうところを総合的に開発しようといひますと、従来から例えば関西で申しますと近畿地区整備法というのがございいます。名古屋の場合でも旧名古屋市というの特別扱いになつておる。そういう場合に、関西圏とか中部圏とかというのを開発する場合はこの促進法との関連にお

いて、地域整備促進というものの関連はどうなるのかというところについての少し総合的な埋め合わせというのがあるのではないかとこのように感じます。

以上、四つばかりの問題点を感ずる次第でございますが、いづれにしましても、この四全総を促進するためにこういう形で総合法ができるということにつきましても、私も大変賛成であるというところでございます。

以上でございます。(拍手)

○小此木委員長 ありがとうございます。

次に、林参考人をお願いいたします。私は過去において法制の問題にずっと携わつてきた経歴がございます。そういう見地から、この法案についての若干の意見を申し上げたいと存じます。

この法案を見ますと、第一条の「目的」の規定でございますが、目的として「人口及び行政、経済、文化等に関する機能が過度に集中している地域からこれらの機能の分散を図り、地方の振興開発と大都市地域の秩序ある整備を促進し、並びに住宅等の供給と地域間の交流を促進することに、人口及びこれらの機能が特定の地域に過度に集中することなくその全域にわたり適正に配置され、それぞれの地域が有機的に連携しつつその特性を生かして発展している国土」、つまり多極分散型国土の形成を促進する。これによって「住民が誇りと愛着を持つことのできる豊かで住みよい地域社会の実現に寄与する」、これが目的規定としてうたわれております。

つまり、こういう全国総合開発計画、これは過去において三次までございまして、今第四次のいわゆる四全総が実施段階に入つておるわけでございますが、多極分散型国土の形成とその促進ということはまさにこの四全総計画の目標としておるところでございます。この法案は、この四全総の計画の実現に向かつてそれを促進するための手段として法案として盛り込もうという意図であらうと思ひます。

思ひます。過去においてこういう全国総合開発計画の実現に關しての法律がつくられた、総合的な促進に關する法律がつくられたということは今までなかったように思ひますが、そういう意味で、この法案が四全総の目標としている多極分散型国土の形成あるいはその促進ということを目的としてその法律をつくるということは、一つの新しい、ある意味では画期的な試みで、この意図は非常に評価すべきものだらうというふうに私は思ひます。

この法案の構成を見ますと、まず第一章の「総則」は別といたしまして、第二章で「国の行政機関等の移転等」、第二章で「地方の振興開発」、第四章で「大都市地域の秩序ある整備」、第五章で「住宅等の供給の促進」、第六章で「地域間の交流の促進」、それから第七章は「雑則」でございますが、そういう構成になつております。

この内容から申しますと、この法案は、その具体的な内容を見ますと、国の行政機関等の分散と申しますか移転の促進、それから振興拠点地域の開発整備、それから大都市地域、特に東京圏だと思ひますが、業務核都市の整備に係るもの、そういうものについてのいわゆる措置規定と申しますか政府あるいは地方公共団体が措置すべき事項についてのいろいろの規定を置いておると同時に、国の各機関あるいは地方公共団体の努力義務の規定、この二つが大体その内容として含まれておるように思ひます。すなわち、この法案は、一方においては実施法であると同時に基本法的な、つまり多極分散型国土の形成の促進に關する基本法である、そういう地位と構成を持つていられるように思ひます。

それで、国土政策は地価問題等の関連で総合的に緊急の対策を必要とすると同時に、国の各機関あるいは地方団体が一体となつてその政策を遂行しなければ実現できない問題でございますので、この法案が措置法的な部分と努力義務規定の基本法的な部分と両方をあわせて持つておることは適切な内容であらうというふうに思ひます。

ます。

今後はこの法案につきましては国の行政機関は当然のことでございますが、各地方公共団体がこの法案の考え方に即して各種の既存施策の確かな運用あるいは必要な法制を整備する、あるいは施策を推進するということとでこの法律の目的を達成していくように希望したいと思っております。特に、この法案はいわゆる基本法的な性格を保持しておりまして、これに基づいていろいろな実施法的なものが当然に予定されているように思われます。この法案の目的を達成するためにはいろいろないろいろな実施法的なものが整備される必要があるかと思いますが、こういうことについての今後の政府なり国会における施策の、あるいは法案の立法等についての御尽力を期待したいと思っております。そういうことがあって初めて、この法案は有効な効果を上げ得るのじゃないかというような気がいたします。

そこで、この法律で第一に行政機関の移転のことが第二章でうたわれておりますが、今地価問題等に関連いたしました首都機能の分散ということとしきりに言われております。これは、地価問題だけの問題ではございませんで、やはり、国土の均衡ある発展のためには、今の東京圏に過度に集中しておるいろんな機能を各地域に適切に分散することが非常に必要なことであろうと思うわけでございます。その意味で、行政機関あるいは特殊法人の今後の地方への分散、あるいは新しいものを東京の、少なくとも二十三区には余りつくらないという方針を決めていることは非常に適切なことであろうというふうに思います。

それから、この法案が第三章、第四章で地域振興の問題あるいは大都市圏内における業務核都市の整備、これについてのいろんな措置規定とか努力義務の規定を置いておりますが、この点の特色は、従来のテクノポリスの法律とかあるいはリゾート地域の開発の法律と若干違ひまして、地域特性を生かして、地方が創意工夫を持ってこの地域の振興計画を立ててそれを実施していくとい

うように配慮されている点が特色であろうと思います。これは、今後の地域開発についてはやはり地方の創意工夫を生かして、それぞれの特色ある地域においてこういう地域の振興なり業務核都市の整備をやっていくことは非常に必要なことであろうと思います。そういう意味において、この法案のそういう構成は、私は適切なものではないかというふうに思っております。

それから、地価問題だけの問題から申しまして、地価問題においてはいろいろな施策が必要でございますが、基本的に必要なのは、やはり需給のバランスということだろうと思います。それについて、需要の分散、これは行政機関とか特殊法人とかその他の首都機能を地方に分散することによって需要を分散する、東京圏における需要を分散するということはそういうことによって図られるべきだと思いますが、同時に、一方で良質の住宅宅地の供給促進ということが非常に大事なことであらうというふうに思います。この法案が住宅宅地の供給の促進について一章設けておけることは非常に適切なことであらうというふうに思うわけでございます。ぜひ、こういう施策の推進を今後図っていくことが必要であらうと思います。

それから、あとの法案は、地域間の交流の促進ということで、高速交通施設とかあるいは高度の情報通信施設の整備をして、全国を四全総が目指しておる一日交通圏と申しますか、そういうものの実現に向かつての施策をやるべきことを書いておりますが、これも極めて必要なことであり、適切なことを決めたものだろうというふうに思います。

あと雜則は、いろんな権限の調整等の規定を置いておりますが、この法案の牢施については、もう一遍繰り返しますが、各行政機関あるいは地方団体が過去のいろいろなきざつにこだわることなく、一致協力してこの法案に盛り込まれたような施策を推進していくことが必要であらうと思います。それについては、権限を地方に移譲すること、必要でございますし、各省庁の権限の調整とい

うようなことも必要であらうと思いますが、そういうことについての努力義務的な、あるいは措置置規定がいろいろ入っておりますが、こういうのも適切なものであらうと思います。

結論として申しますと、この法案は——地価問題一つをとりましても、多極分散型国土の形成促進というの是非常に大切なことだらうと思います。国土政策の将来を見ても、この一極集中的な国土を多極分散型国土につくりかえていくということとは非常に適切なことで、こういうためにこの法案が用意されたことは非常に適切だと思ひまして、ぜひともこの法案が成立いたしましたして、同時にこの法案が予定しておりますいろんな実施施策が今後これに追加されて実施されていくことを期待いたしましたと思います。

以上、この法案についての私の意見を申し上げました。ありがとうございます。（拍手）

○小此木委員長　ありがとうございます。

次に、柴田参考人にお願いたします。

○柴田参考人 柴田徳衛でございます。

ふるさとと申しますと美しい自然に囲まれた豊かな伝統、文化の場、これをすぐ想像されます。ところが、戦後、考えてみますと、貧しい後進国日本が一刻も早く先進国に追いつくよう、そして経済の高度成長、これに懸念に努めて、確かにハイテクの大工場や本社インテリジェントビル、これらが輝かしく建設されました、世界からも金持ち国と言われるようになりましたけれども、先ほどのふるさと、こういう私たちのイメージというものが現在いろいろ荒廃し、過疎地帯が広がっている。機能が集中している東京も、周辺の居住区というものには過密、住宅難、交通難、こういうことが広がっている。いろいろな国民生活に困難が来ている。こういう状況では、せっかくだろ、いろいろな施設が世界最高水準に発展しても次の本当の日本国民の活力が出てくるだろうか、こういうことが憂えられるわけでございます。そういう意味で、今回の法案が出されて、特にその第一条で住民が誇りと愛着を持つことのできる豊かで住

みよい地域社会の実現」ということがうたわれておりますので、私、こうしたところをぜひこの次の日本の発展のために実現させていただきたい、こういう気が強くするわけでございます。

以下、章を追って私の感想といいますが、願いを言わせていただきたいと思いますけれども、第二章、分散、これをうたっておりまして、「国の行政機関等の移転等」、こういう章になっております。現在言われております司法、立法まで含めた首都の全体的な移転、いわゆる遷都、これは当面困難かもしれませんが、また、行政機関でも一つの省の一つの局のどの課を外へ移すか、地方へ移すかとなると、今いろいろな案は進められているのでありますけれども、いろいろな困難があるかもしれません。しかし、政府の同じ局の同じ課の仕事の中でも、東京の二十三区、都心になくても済む、むしろ地方に移した方が能率が上がる、こういう面もいろいろあるのではないかと思われまします。

例が通切でないかもしれないけれども、例え
ば大蔵省の主計局、主計官の方とか主査の方、こ
れは折衝で大変お忙しくして本省で頑張っていただ
かなければならないかもしれないけれども、
データの整理、計数整理、資料の保管、こういうよ
うなたくさん作業というものは、現在ファクシマス
ミリとかテレビつきの電話とかビデオテックスと
かいろいろの技術が開発されておるようございま
すので、それらがありますれば主計局の中になら
なくても、極端に言えば北海道か沖縄にその場所
あっても作業というものがむしろ能率よくいく、
こういう面もあるのではないだろうか。同じく、
大会社の本社でも重役室あるいは受付というもの
は丸の内にあるいは大手町にどうしてもなければ
ならないかもしれないけれども、計数調査、法人
税の計算等々の多くの仕事というものは、オン
ラインでつなげば環境のよい地方に置いてもかな
り済むという面があるのではないか。

実は私、ニューヨークのマンハッタン、ウオー
ル街辺の本社を幾つか回って見たのでございます
けれども、どうも印象として東京の本社より床面

積が狭くて済んでいる。経済の活動は大変大きい機能をしていなければならない。いろいろ聞いてみますと、先ほど言いました下働きといましようか、純事務的なことはバックオフィスあるいはサポーターングオフィスと申しまして、ネブラスカとかテキサスとかとんでもない遠くでオンラインでつなげて瞬時にしている、こういう状況が出てきておりますので、これなどひとつ、日本の東京あるいは大都市の事務機能というのでも将来の検討材料ではないだろうか。

ただ、こうしたことを日本で進めようには、本法案の第六章の高速交通、通信体系の整備、これをせひ図っていただきたいと思ひます。特に二十九条にせひ、経費の低廉化に配慮し「つ」という字句が出てまいりますけれども、私先月まで外国にいたせいか、日本の電話、郵便、高速道路料金等は国際的に見てどうも相当高いのではないだろうか。この辺もこれを機会にいろいろ検討していただいて、この辺の便宜、低廉化を図る。そうしますと、先ほど言いましたいわゆるバックオフィスといましようか、機能の分散が現在の状況でもかなり進められるのではないだろうか。

それから続きまして、この法の第五条、民間施設の移転の促進という項で、教育文化施設の移転も取り上げられておりますけれども、私思ひますの、オペラ、バレエ、交響楽団、古典劇、こういうものは経営上かなり規模が大きくて、普通ですとよほど人口の多い、経済力の多い大都市にないと経営が成り立たない。国民の文化的要求が高まってまいりますと、そういういろいろな文化、芸術の施設のあるところへまた全国から人が集まってくる、大都市がますます大きくなるという面もあると思ひますので、これらは文化政策として、幸いここまでの日本の経済力も強くなりましたので、相当の文化援助、資金援助をしながら、例えば大変伝統、歴史、芸術の豊かな京都とか金沢、仙台、こういったような都市にそうした中心を移して、文化の拠点都市といましようか、こういうものを育てていただくと大変また幸いなのではないだろうか。

はないだろうか。

それから国立大学がまだ二十三区内に十前後あるような気がいたしますけれども、これが東京の二十三区になれば教育、研究がどうしても進められないならちろん仕方がございますけれども、その辺がどうだろうか。この辺の検討も期待したいと思ひます。

第三章の地方への権限の委任努力というところをごさいますと、これは私は明治以来の中央集権的な形を、ここで発想を大きく転換して真の地方自治というものを強化して、前の章の分散の成果を実際に上げていただきたいという気がするわけであります。

具体的には地方自主財源の強化ということになると存じます。税金論議で間接税をめぐって今大変論議が行われておりますけれども、同時に自身大変重要なこととございますけれども、同時に国税と地方税の再配分もこの機にいろいろ再検討をしていただいて第三章の中身を充実していただきたい。よく地方税を強化するとその税収入が大都市に偏つてますます地域格差が大きくなる、こんな論議がございますし、現状ではさういふ面が確かにあると存じますけれども、例えば所得税の課税所得の低い部分、税率の低い部分を地方税とし、その高い部分、累進課税の高度な部分は国税とする、もしこんな工夫が可能だとすれば、地方税収の地域格差はかなり緩和されるのではないだろうか。

それから次に補助金でございますけれども、いわゆるひもつき補助金は、強化された地方税源という方のできるだけ移していくなり、あるいは地方交付税の方へ繰り込む、こういう方向でひもつき補助金をできるだけ減らしていく。

それから地方債でありますけれども、本法案の第十八条で起債の特例などいろいろ御苦心の跡が見られます、今地方自治法の第二百五十条で、当分の間国による地方債起債の許可が必要という句がございまして、許可制というものが厳としてあるわけでございますけれども、考えますと、私

はこの「当分の間」と申しますのは、後進国、貧乏国日本が資金不足に苦しんでいる間はいろいろ国の規制が必要だと思ひますけれども、現在は状況が大きく変わっているのではないかと、この辺は自由化してそれぞれの地方が創意工夫でいろいろな仕事ができる、そして地方自治というものをぜひ進めて、その面での中央というものができるだけ身軽になっていくという方向を、この第三章を通じて出していきたい。

それから、第四章の大都市整備でございますけれども、今東京都心部から湾岸にかけていろいろビッグプロジェクトというものがメジロ押しで、何兆円計画というものがメジロ押しでございますけれども、これも、これが進んだ場合に地価騰貴が一層進んで市民生活が困難になるのではないかと、災害は大丈夫だろうか、そんな心配が、私はされるのでございます。

最近、これは海外で聞いたので聞き違ひだとおわびしますが、地下の相当深い部分は公共用と考へてそこは地下鉄を自由に通過してどうだろうか、こんな案があるというのを聞きまして、もしそうした案があるとすれば、同じ考えを今度は地面の上で持つてきて、土地の私有権というものは都心部では地上の例えば二階までとか十メートルまで、それはまさに私有権の対象であるが、それから上の部分は公有である、こういう考え方はいかかと思ひます。東京の都心部では、例えば千代田区、港区にあるビル、それ以上高いビルを建てたいという場合は都庁とか千代田区役所、港区役所、こういうところに相談して、まず地域の住民が必要とする住宅とか保育園、図書館、老人の施設、こういうものをその上五階、十階、二十階、こういううぐあいに作りま

す。そうすると、それぞれ建設の許可が出て高層ビルが建つていく、こういう考え方はいかがでしょう。それからまた、それがない既存のビルが都心にあるわけでございますけれども、そういったところからは公共用地を使っているとみなして、相当の負担金なり特別都市計画税といましよう

かを徴収して、それを都市の生活環境のいろいろな公的な施設に使っていく、こういう考え方もあり得るのではないのでしょうか。現在、地価が高いから公的施設ができない、これは事実現状はそうなっておりますけれども、公的施設をそういうぐあいに作る力がない、つくれない、だからして地価がどんどんとめだなく高くなつてしまつていく、こういう面もあるのではないだろうか。

それから、固定資産税、都市計画税、第十四条にたまたま不均一課税、こんな句が出てまいりますし、現在もいろいろ制度は進んでおるようございまして、個人居住用の部分というものはごく低い税率にしておく、けれども名寄せをして、相当の高い固定資産税になってきたというやうな場合には税率を高額にしていく果進的な税率、これも考えられないだろうかどうだろうかというところをひとつ御議論の材料にしたいだければ幸いございまして、こういった方向で、現在坪一億円とかいふやうないろいろな地価の姿というものが少しでも変えられれば、本章第五章にある住宅供給、市街地の高度利用、これにも通じていただけるのではないだろうか。

また、高層ビルの上の方に市民が住む、それがいい悪いは別にして、もしそうなつて下のオフィスに通うとなれば、現在の交通難というものもかなり姿が変わり得るのではないだろうか。さきに東京湾沿いにハイテクを駆使した兆円単位のビッグプロジェクトがメジロ押しという案があると聞きましたけれども、私はまず当面、それよりもむしろ過密化した大都市の居住環境の改善、そこに住む人々が本当に生活しやすいさつとづくり、これをぜひ進めていただきたい。高齢者、赤ん坊を連れたお母さんにとって、例えば四階建て、五階建ての中層アパートの階段、それから駅や横断橋の階段、これらは一つの例でございましてけれども、大変困難を与えるのではないかと。そういうやうなところにエレベーター、エスカレーター、車いすや乳母車で通れるいわゆる緩い傾斜のスロープ、こういうものをつくるだけでも、東京全体と

して、あるいは日本の大都市全体としまして大変な内需拡大になるのではないかと。市民全体も住みやすくなるし、そのみならず膨大な内需拡大というものができるのではないかと、住宅事情が少しでもよくなれば、それだけまた内需がうんと拡大していくのではないかと、思うわけでございます。

私に与えられた時間が大体来ようでございますけれども、全体としまして、戦後ここまで突き進んできた中央集権的な経済成長、発展、これで確かに大きな成果を上げてきたわけでございますけれども、ここで発想を転換して、二十一世紀に向けて先ほどのふるさとづくりと申しまして、高年齢者を大事にしながら次の世代をつくっていく、そういう都市づくり、地域づくり、この辺を目標しながら、この法案の趣旨、第一条でいろいろありますけれども、いろいろ発想の転換を図りながら新しい芽を出していただき、新しい日本の発展のめどをいろいろ探っていただき、国会の先生方、この場でいろいろまた討論をしていただくことを国民の一人としてぜひお願いしたいと思っております。

どうもありがとうございます。(拍手)

○小此木委員長 ありがとうございます。

これにて各参考人の御意見の開陳は終わりました。

○小此木委員長 これより参考人に対する質疑に入ります。

なお、参考人に申し上げますが、質疑時間が限られておりますので、答弁は簡潔にお願いいたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。小杉隆君。

○小杉委員 発言された方から順番に質問したいと思います。

まず竹内知事さんに伺いますが、先ほど来茨城県の可能性についてのお話があったわけですが、今度の法案の一つの目玉として業務核都市と

いうのがあります、その一つに茨城県の土浦・筑波研究学園都市も入っているわけでありまして、この発想は、東京都心部に集中しがちな業務機能などをできるだけ東京圏、関東圏全域で受けとめていこう、こういう発想だと思っております。今常磐新線のお話もありました、また高速道路もできまして東京から一時間以内と大変立地条件もよくなったし、また筑波万博で名前も非常に浸透しているということで、今二百数十社が進出しているということ、非常に可能性を秘めていると思うのですが、これまでの筑波研究学園都市の実績ですね、成功であったか、問題点はなかったか、あるいはこれから業務核都市として発展していく面で何か問題点等があるかどうか。先ほどは、新線の建設とか宅地供給の点の御要望がありましたけれども、それ以外に何かそういった点があればひとつお知らせいただきたいと思っております。

○竹内参考人 業務核都市の構想は、東京にある業務機能を分散させる、分散先としては、余り遠いところでは行かないだろうから、大体東京から五、六十キロぐらいのところ、交通の便利なところに移していこう、こういうような発想だと思っております。先ほど申し上げましたように、工場とかあるいは研究所とか、そういうものは分散しているわけでありまして、先ほど柴田教授もおっしゃいましたような事務機能といいますが、業務機能といいますが、そういうものがなかなか分散できない、そこで新しくこういう法律をつくって業務核都市を整備していこう、こういうことだろうと思うわけでございます。

筑波について申し上げますと、あれは国の計画として官庁移転計画と、片一方におきまして科学技術庁の共同研究を促進しよう、そういう二つの目的から筑波にできたわけでありまして、当初は何せ役所ばかりの町で、極端に言えば税金も上がらずに地元雇用もない、こういうことでございまして、何とかして民間の企業に入ってもらおう。やはり科学技術の集積が科学技術を呼ぶといえますか、そういうような連関性がありまして、

で、先ほど申し上げたような形になっているわけでございます。したがって、業務核都市につきましては、我々もほかの地域で現在区画整理事業その他で土地の確保を一生懸命やっておりますから、そこへこの法律によりまして業務機能の移転を強力にやっていただければだんだんそこが育っていくのではないかと思います。

日本の場合、これは私の私見でございますが、大阪で万博をやりましたあそこ大きな住宅団地、あの住宅団地の中心部というのは業務機能が入っております。それから、住宅団地をつくっていくと交通がよくなる、交通がよくになると真ん中のあそこ部分に業務機能が入っていく、そういうようなやり方もあるんじゃないだろうか。茨城県のものはそういうふうにしたと思う、住宅と業務機能の複合都市をつくっていく、そういうような考え方をしているわけでございまして、

○小杉委員 それでは、宇野会長にお伺いします。昔は東京と大阪、二極構造とよく言われていたのですけれども、どうも万博以来、人口をとってその他の経済指標をとって見ても、関西圏が少しづつ地盤沈下しているのではないかと、うわさが出ているわけですが、この原因は一体何なんだろう。経済の総元締めである宇野さんから率直なところを聞かしていただきたいと思うのです。

それから、大阪というのは東京と並んで一つの吸収力とか集積の魅力は十分あると思うし、また最近関西新空港とか関西文化学術研究都市のような大プロジェクトが進行しておりますし、それから従来の伝統的な経済の力というものがあつたわけですから、十分復権の可能性はあるし、また大阪が活性化すると、関西が活性化することによって隣接の中国圏、北陸圏、四国圏あるいは九州の地域まで活性化させる一つの先導的な役割を持ち得ると思うわけですね。今度の四全総あるいは多極分散の法案の方向で、ぜひそういう方向へ持っていっていただきたいと思います。私は思うわけです。ただ、その

ためには、法律案の中に言っているように、単に文化とか学術とかいうことだけではそれだけの吸引力は生まれないのではないかと。やはりもつと産業とかあるいは国際的な機関とかあるいは金融とか、そういった面を強化していく必要があると思っております。それから、これからの関西圏はそういった意味で基本的にどういう方向に向かうべきなのか、その辺をちょっと伺っておきたいと思っております。

○宇野参考人 今幾つかの問題を御質問いただいたわけでございまして、最初に、なぜ関西が万博以来それだけ地盤が、どんどん東京と格差がついたかという問題でございますが、私感しますのは、東京が、中央集権国家として日本が発展したわけでありまして、古く歴史を顧みますと、明治維新以来権力も権威も全部東京に集まったわけですね。御承知のとおり、それまでは、江戸時代は政治は江戸にありまして、経済は大阪にありまして、そして権威の天皇は京都におられたという三都構造でございました。それではいけない。ですから、権威と権力は全部東京に集まることによつて近代国家をしようということでありまして、それに沿って今日の発展を、幾つか戦争もございましたけれども、したということだと思っております。最近特に問題になっている大阪から見ての東京集中というのは、世界が情報化、国際化、あるいは金融の国際化というような問題がどんどん出まして、ここ数年間のところが大変な東京集中だと思っております。先ほど茨城県の知事さんがおっしゃいましたように、東京に集まっているのは管理機能あるいは金融機能、そういうものが集まって今東京集中が非常に勢力になっておるということだと思っております。したがって、これをどう変えていくのかということについて、やはり関西だけで栄えるということではなくて全国うまくやろうといたしますと、関西の場で見ますと、さっきお話がございましたように、空港のプロジェクトと、いい学研のプロジェクトと、要するにこれは何かといえば、空港というものは情報の出入り口である、二十四時間世界に向かって国際的な情報の

出入り口ができる。学研都市は筑波の方でもおやりになっておりますが、関西の学研都市というのは人文科学、社会科学も入れた学研都市をつくらうというわけでありまして、情報の発信源であります。したがって、情報が出て情報の出入り口ができるという意味で一つの柱ができると思えますけれども、それだけでは十分ではないと思う。したがって、経済的に見ますと、この空港と学研の二つのプロジェクト以外に、大阪湾周辺において大きなベイエリア構想というものを考えまして、きよの委員長はみなとみらい21をおやりになっておられるわけでございますが、あの周辺は、兵庫県といわず大阪府といわず和歌山県といわず、徳島県、香川県も入れたあのかの地域全体の開発計画というものを進めるべきであるということと、今やっておりますが、そういうことを通じまして、関西圏の地盤を上げるということが日本全体の国土のためにいい。そういう面から見ますと、業務核都市構想というのが今度の法案に盛り込まれておりますけれども、業務核都市構想というのがただ関西圏だけに限っておいていいのであるか。これはやはり少なくとも名古屋圏も入れ、大阪圏も入れたその辺にもこの構想を入れるべきではないかというふうに私は思います。

たまたま私は関西の学研都市の建設にかかわってまいりまして、その建設の手順は、まず基本方針が総理大臣で決められて、そして基本構想が決められて建設計画が決められて、その間に協議会がありましてというように手順を踏んでおりますが、まさにこれと同じようなことがこの法案に盛り込まれておられるわけでありますから、ぜひそういうことを関西あるいは中部圏でまずやって、それを行った結果、また地方へ広げていくというふうな手順が要るのではないかとこのように考えます。

○小杉委員 それでは林修三先生にお願いいたします。法律の専門家としてぜひ伺っておきたいのは、憲法二十九条では、財産権の不可侵ということと同時に、財産権の公共の福祉との適合とか、正當な補償のもとに私有財産の公共利用ということをするたてておりますけれども、先ほど柴田先生のお話にもありましたように、地上——柴田先生の地上二階までというのとはちょっと極端だと思っておりますけれども、確かに地下に關しては土地臨調なんかも、土地利用における公共の福祉優先ということでもかなり議論が行われているようですけれども、土地に關して、先生は現行制度以上に踏み込んで行方分野という部分というのはどんなことが考えられるか、地下権も含めて、もしお考えがあったら聞かせていただきたいと思ひます。

○林参考人 お答えいたします。今小杉先生から御質問がございましたが、憲法は御承知のとおり二十九条第一項で、財産権は不可侵である、二項で、ただしその財産権の内容は公共の福祉に適合するように法律で定められるというところを書いてあります。第三項は、そういう内容が法律で定められた私有財産は正當な補償のもとに公共のために使える、この三つを書いておるわけでございます。それでこの憲法の趣旨は、やはり私有財産権というのは保障するんだけれども、フランス革命当時と言われたようなないわゆる絶対的な権利というものではないんだ。その後の十九世紀、二十世紀でヨーロッパとかどこかでいろいろ経験を積んで発展してききました学説で、つまり財産権の内容については、公共の福祉による制約と申しますか、要するに公共の福祉というところがあつてきて、その範囲で財産権の内容は認められる、そういう認められた財産権は憲法で保障される、そういう考え方だと思ひわけでございます。

それで、所有権に限って申しますと、今おっしゃいました所有権が地上、地下どこまで及ぶかという問題でございますが、これはフランス革命当時の所有権絶対の思想から申しますと、天、地、地下どこまでもいくんだというふうな考え方があつたわけでございます。しかし、今はそういう考え方は一般にはないと思ひます。今大体学者で考え

られておりますのは、要するに管理可能性のあるところまでということが普通言われておるわけですから、地上、地下とも大体そういう考え方でござい

ます。地上をとつてみれば、自分の所有地の上を飛行機が飛んでも、そんなものは飛んではいかぬなどということは言えないことは当然でございます。したがって、どこまでのものを管理可能な範囲と見るかということが今の考え、地下についても同様な考え方があつたわけです。先ほど柴田参考人から、地上の所有権なり財産権の及ぶ範囲を制限できないかというふうなお話がございましたが、これはそう簡単な問題じゃないと思ひます。現在既に百メートル以上の建物が相当できつたあるわけで、また現在の技術でいけば、相当地上に高層建築物を建てる技術もあるわけでございます。そういうものができる範囲のこの私権を制限するということとは、なかなか難しいことだろうというふう

に思ひます。しかし、先ほど申しましたように、天上は是るかのところまで所有権が及ぶというふうな考え方はもちろんとり得ないわけで、それはおのずから合理的な限度があるということだろうと思ひます。

地下についても、実は原則は同じことだと思ひます。地下の利用が現在相当技術的には進んでおるわけでございますが、それでもずっと深いところまではそう簡単な利用は、普通の地上の土地の所有権を持つてゐる者が、あるいはほかの権利を持つてゐる者が地下をどこまでも利用できるといふようなものではないわけで、やはりおのずから境界があると思ひます。そういう深いところについては、一々そこにトンネルを掘る、今問題になっておりますのは、例えば大深度地下鉄なんというものが問題になっておまして、非常に深いところ、地下鉄のトンネルを掘っていく、あるいは道路についても同じような問題があろうかと思ひますが、そういうものを非常に深いところ

に掘っていくについては、地上の土地の権利者がそこまでの権利を及ぼすということは、今の民法

なら民法の解釈上もできるのじゃないかというふうに考えるわけでございます。おのずからそこには境界があるだろうというところでござい

ます。これは例えば、地下の動物を国有とするということが鉱業法にござい

ますが、これは地下に動物が埋蔵されている場合にその動物は国有だという考え方でござい

るいは五、六十メートルまでのくいを入れないと支えることはできないわけですから。そういうところではやはりその程度は地上の権利者が利用可能なところで、学術的にも今利用可能であるわけでは、そういうところまではやはり簡単な制限はできない。それより深いところならば、つまり東京でいえば関東ローマ層とかあるいはいわゆる砂利層で強固な地盤になっているところの中までは地上の権利を及ぼさないでいいんじゃないか、そういうような考え方があるわけでは、現在それを中心にして研究されております。これは法律をつくるにしても、地下を掘る者が地下何メートルまでは地上の権利者にないさつなくて掘れるんだということとは数量的にはなかなかあらわしにくいことだろうと思いますが、抽象的には今申しましたような管理可能な限界を超えるものについてはそういうような考え方はとれるのだらうと思います。それから、それより限度のもう少し浅いところについて、現在地役権を設定するとか、いわゆる地下権と申しますか、地上権的なものを設定して実は利用しているわけですが、そういうものではない別な方式を考へるか、そういうことも場合によつては考へられる限度もあるかと思いますが、そういうことは今関係省でも、あるいはこれから研究をされるんじゃないかと思ひます。私の関係しております地価問題の検討委員会はそういう深いところまでの法律的な議論はちょっと詰めるような委員会でもございせんから、抽象的なことの程度を書いていくようなことになるのじゃないかというふうに思ひております。

それから、ちよつと答弁が長くなりますが、一般的な私権制限というものがよく言われますが、これは今の憲法二十九条二項から申せば、公共の福祉に適合するように法律で財産権の内容は決められるわけでございます。何が公共の福祉上必要かということとの関連で、合理的な範囲でならば私権の制限はできる。抽象的に申せばそういうことで、具体的にはいろいろ考へられれますけれども、現在、土地収用法でも都市計画法でもあ

るいは都市再開発法でも、いろいろな法律がございまして、今の土地の利用に関しては相当幅の広い私権制限が実は法律上は行われております。それがうまくいかなかったというのには、実際の運用上いろいろ問題があるわけでは、むしろ法律の規定そのものよりは運用上の問題が実は大部分だと私は思ひております。したがって、新しく私権制限の規定を入れなきゃならないという問題はそうたくさんはないんじゃないか。今の大深度地下鉄なんかの問題のような、地下権、地下の利用なんかの場合は一つの問題かも知れません。しかし、これは私権の制限というよりは、むしろ所有権はそこまで及ばないんだというふうに考へていい問題だろうというふうに思ひておりますが、私権の制限となりまして、土地は主として所有より利用に重点を置くべきだ。利用者の利益を優先するような、あるいは利用計画を確保するようなために所有権の行使について若干制限を加える、そういうようなことが、まあ今でもこれはある程度法律にはありますけれども、足りない点は、若干補充してもいい点は考へていけばあり得るかというふうに思ひております。

抽象的な答弁で恐縮でございますが、一応そんなことでございします。

○小杉委員 ちよつと時間が来てしまいましたので、最後に柴田先生にお伺いできなくて大変残念なんです。大変ユニークな議論を聞きまして、いろいろ質問したかったのですが、それはまた改めて機会を見てお願いいたします。ありがとうございます。

○小此木委員長 次に、菅直人君。

○菅委員 きょうは、参考人の皆さんに大変貴重な御意見を聞かせていただきましてありがとうございます。

それでは、私は柴田先生からお願いをしたいのですが、先生は東京都にも籍を置かれたことがありますが、先生は東京都では地方財政を含めた専門家でいらつしやいます。私はこの法律、この間の審議なんかを聞いた、あるいは私自身も質疑に

立ったりしまして、何かこれで東京の問題が本当に解決するのだろうか、何か逆に、ちよつと皮肉に言いますと、問題の焦点が大都市問題というところからややそれてしまったのではないだろうかという感じがするわけでは、ないと思います。確かに分散というのはいちろん大都市問題ではあるわけですが、四全総の中身を見ても、先ほどのどなたかの話の中にもありましたが、二十一世紀までに東京圏の人口は三千万から三千三百万になる。つまり減るわけではなくて相変わらずふえるのだと。じゃ、その三千三百万の人間が果たしてこの計画で快適な都市生活が営めることになるのだろうか、何か一つ大きな問題じゃないか、基本的な大都市政策が抜け落ちていないか、基なこととも含めて、先生の東京都におられた御経験も含めて、これで大都市問題、東京における例えばサラリーマンが適正な負担で住宅を取得できるとか公園がもうちよつとふえるとか、そういうことが可能になるのか、あるいはもしなるとすれば、どういふところをより気をつけなければいけないのか、そのあたりの御見解を伺えればと思ひます。

○柴田参考人 大変大きい御質問をいただきました。私は意見を十五分間の間に述べさせていただきますので、私だけ経済力は積んだ、技術も世界最先端にある大変勤勉な国民がいる、これだけの力を合わせれば、よい大都市づくり、東京づくりというものができないはずはない、こう私はその点では樂觀論というか、大いに期待している者でございます。

じゃ、なぜできないか。一つは、これは恐らく小杉委員も御質問になりましたところではないかと思ひますけれども、土地所有というものが絶対私権である。例えばイギリスへ参りますと、土地は女王様のものであつて国民はそれから一定期間賃借しているものである。あるいはパリへ行きますと、土地というものは、先ほど申しましたけれども、

けれども、地方都市ですと一階半、パリですと二階までが自分のもので、これは自由にできる。それから上は公のものである。公からも一回許可を得て、あるいは賦課金をたくさん払つてそれから上を使わせていただく、こういうような考え方。そして全体の都市づくりをうまく進めていこう、こういうことでございします。そういう面。そして地方自治、地方財源の充実。それぞれの地域、東京ですと東京の都民、それぞれの区民が自分たちの町づくりをしていこう、こういう動きというものがあれば相当のことができるのではないかと。そして一つの大きな高層ビルができれば、上下水道、交通、あらゆる面に大変な社会的な負担をかけるわけでは、ないと思います。そういうものを、先ほど言ひましたような二階以上あるいは三階以上というところでは相当の賦課金をつuckingていただく。あるいはそういうところに、周りの市民の必要ないろいろの福祉施設というものが高層ビルの中に入っていく。そうしますと、都市の姿はかなり違ふのではないだろうか。現在、こういう場で申しますと大変恐縮なものでございしますが、これも、この委員の諸先生、政府委員の方々、それから私たち参考人、すべてこれ男性なんです。こざいすけれども、女性の目から見た都市づくり、例えば高層ビルの二十階というところには保育所がある。そして子供を連れてそこへ預けながら十五階か三十階かのオフィスで働く、帰りにまた子供を連れていく。あるいはうちに抱えているお年寄りをそういうところにある老人ホームへ連れていって昼間女性が働く、こういうような都市づくりがもし進みますとまた大分違った都市づくりができるのではないだろうか。

時間もございませぬので細かいことをいろいろ申しませぬけれども、発想の転換をすれば随分よい東京の都市づくりというものも可能ではないか。またそれをしない限り、次の東京に年寄りがふえて元気な子供が育たない。地方、農村から東京へ元気な若者が来る勢いも今非常に弱まっている。そうしますと二十一世紀の活力ある日本の経

済の原動力というものが現状のままではできないのではないだろうか、それを転換してぜひそういう原動力、活力のある大都市づくり、地方づくりというものを進めたい、こういうこととさせていただきます。時間が不足で大変申しわけありません。

○菅委員 どうもありがとうございます。

次に、竹内知事にお伺いをしたいのですが、先ほど将来の非常に前向きな話を大分聞かせていただいたのですが、ある意味では我が国で大規模な新しい都市をつくるという実験とでもいいます。うか、筑波学園都市というのとは一番大きな実験が現在も進行中というふうに理解をしているわけですか。私も何度か学園都市に出かけて知人なんかにも話を聞くのですけれども、最近といえしうか、ある時期から周辺の地価もかなり上がって、例えば二十代で研究都市で仕事をしていたそろろ自分のうちでも持とうかという三十代、四十代になっても住宅取得もそう簡単ではないというふうなことも聞いておりまして、予定どおりと言えぬか、あるいは聞くところによると予定ほど人口が張りついていないというふうな話も聞かれました。本来ならああいう大規模開発をする場合に国土利用計画法の規制区域などをかぶせる、あるいは最近監視区域ということ、先ほど知事も話をされておりましたが、そういうことも含めて住宅取得も可能なようにしていればもっとよかったです。過去のことは過去のこととしても、これから新しい開発をする場合、ある意味では最も参考になるプランが筑波学園都市だと思えますので、そういう過去のいわば状況あるいはこういう問題点があるということも、できれば率直なところをお聞かせいただいて参考にさせていただければと思います。

○竹内参考人 ただいま菅委員の御指摘は、我々もまさにそのとおりだと思っております。でございます。これからの筑波学園都市の一番大きな問題は、住宅問題の解決ということにあるだろうと思っております。

御承知のように、最初は役所、研究所と大学、これはどちらも国立ですから、役所が移転するというところで公務員住宅はきつちりつくったわけですが、しかも移転先だということで東京にいるよりも一室ふやす、研究室をふやすという形で公務員住宅ができたわけですが、ですから、その人たちが住宅に困っているわけではないわけでございます。

それから、人口が予定どおり進んでいないというのも事実でございます。あそこは十万人の入れ物ができているわけですが、学園都市の中に研究学園地区という計画的に開発をした地区、そこには十万人の人口の、これは道路から下水道から水道から電気から全部十万人すばっと入れる、下水道は一〇〇%整備、そういう町ができているわけですが、実際には四万何千人しか入っていない。したがって、当初の基幹人口プラス付加人口という計画でいったのですが、付加人口が思うように集まらないということで、我々はそれを補完するために、今民間企業を入れております。民間企業を入れて人口をふやしていこう、こういうふうに考えているわけですが、確かに公務員の方も十年、二十年たちますと、そろそろ退職になってくる。研究者の方もぜひここに住みたい、そういうような方の住宅政策がおくれているといえはよくれているわけでありまして、また新しく入った企業の住宅もおくれているわけでございます。

したがって、地価の問題も出ましたが、値上がりしているのは、区画整理事業でやりまして、そして民間が持っている、つまり地主さんが持っている土地が暴騰しているわけでありまして、それ以外の土地は先ほど言いましたように市街化調整区域でありますから、開発ができない地域ということで抑えられている。したがって、ここは地価も上がっていない。ですから、ここでも住宅公団なんかに頼りて、これからの計画的な住宅地の開発をしていく必要があるだろう。特に学者が多いところですから、東京のような住宅

じゃなくて少しゆつたりとした住宅、外国人も呼べるような、そして真ん中にはセンターがあつて、ホテルもあればレストランもある、そういうような計画を具体的に現在進めております。それ以外にも住宅地の建設というのはやっていかなければならないだろうということで、そういう方面にこれから力を入れていきたいと考えております。

○菅委員 今のお話を聞きました。地主さんの土地が暴騰しているというのですか、民間の土地というふうな言われましたが、これが東京圏を含めてすべての状況の中にあると思うのですが、筑波の場合はまだそういう意味では公的の土地が確保されておられるようですので、ぜひいいモデルをつくっていただきたいと思えます。

それでは宇野参考人にお尋ねをしたいのですが、先ほど冒頭に、東京一極集中はとまらないだろうということをいって振られてからその裏側の問題等を指摘されたわけですが、いわゆる多極分散というこの法律なんですから、本当に多極分散というものが可能なんでしょうかという、法律のねらいはねらいとして、実際の経済という国際社会の動きの中における日本が、多極分散というものがどこまで可能なのか、そのことをもう少し参考人の立場からお話しいただけたらと思えます。

○宇野参考人 ただいま菅先生から御指摘がございましたが、私は、結論から申しますと可能であるというように思っています。ただ、経済行動だけを見ますと、先ほど私が冒頭に申し上げましたように、世の中はひたすら効率を追いかけてますから、どんどん東京へ集中するということがあるわけでございます。したがって、これを可能にするためには幾つかの仕組みが必要だと思います。

その仕組みが、先ほど私が申し上げましたような百十年以上続いた地方行政のあり方というものをこの際ぜひ検討する必要があります。つまり広域の地方行政というものを置きまして、現在の経済活動がもっとしやすいような仕組みをつくる必要が

あるということが一つでございます。

もう一つは、権限、許可認可というものをできるだけ簡素化するということが、これは当然規制緩和の問題で出ておりますけれども、それにしても何らかの大きな国の組織をやる以上は、権限あるいは許可認可というのがあるわけですが、それをできるだけ地方へ移すということが必要だと思っております。ちなみに今度の法案では「雑則」の中で権限の委任ということを書いております。またそれだけ以上にちょっと踏み込むことができなかったのかと思うのでございますが、ここで思い切った権限の移譲という問題を地方に渡すということが、可能にするための仕組みだと私は思っております。

なお、そういうものの仕組みができました場合にどうして可能なかということから申しますと、例えば私のおります関西圏を申しますと、アジアに向かつての経済活動というものは非常に長い歴史と、今でも非常に密着した関係がございます。そういう意味で、私が先ほどちょっと触れました大阪湾のベイエリア構想なんというのはアジアに向かつての大きな貿易、交易あるいは文化の交流というふうなものができる一つの地盤づくりになるわけでございます。先ほど申し上げました空港あるいは学研都市と相並んで、そういうものが大きな地域の活性化につながる。このことは同じようなことが実は名古屋圏にもあるわけでございます。したがって、地域地域で何か少し仕組みを変えていければいいというところであらうと思えます。

ただし、この場合に、仕組みを変えることによって、やはり東京に「一極集中することによる非常なメリットがどこかでデメリットになっている」とも事実であります。それはあえて含んでも、この際やるべきであらうと私は思っております。結論から申しますと可能であります。しかしそのためには仕組みをやはりいじらなければなりませんというところでございます。

○菅委員 もうちょっとと補足的に宇野参考人にお聞きしたいのですが、仕組みを変更すれば可能で

あるということ、先ほど地方庁とか道州制のことをおっしゃいましたが、例えばこの法案を見ると、本当に分散あるいは地方分権化なのか、最後のところには大臣の承認とかという言葉が入って、いろいろ地方の自主性を認めるのだと言いつつ、最後のところは調整機能はこちらでやりますという、非常に何か本分に分散なのか、相変わらずかなりのひもつきなのかという気がこの法案自体もするわけです。例えば権限の移譲とか地方庁というときに、具体的な例でもいいですけれども、こういう財源はこうしてはいいとか、こういう権限は今こうなっているけれども、こういうものは例えばこういう形があるのじゃないとか、仕組みの変更というより、もう少し具体的に何かイメージがありまして示唆をいただければと思うのですが。

○宇野参考人 もう少し具体的に申しますと、余り具体的に言いますとまた地価が暴騰するということもあるかと思いますが、そういうことでなくて私は思いますが、まず区域の問題は、現在の四十七府県というのは百十年続いておるわけですから、もっと大きな、日本を五つか六つか、あるいはもっと簡単に言ったら二つくらい大きな区域にするというくらいの発想が要る。したがって、その長官は私は公選にしたいと思う。これは官によってじゃなくて地方公選でやるべきだと思ふ。したがって、その長官は国務大臣クラスであるべきだということもございしますが、もう一つ、今御指摘のありました財源はどうするかという問題でございすけれども、これは私は各地区別にずっと経済力がある程度プロットしておりますが、今回問題になっております例えは間接税がどういう方向にいくのかわかりませんけれども、そういう問題も地方税として考えたらどうですかという踏み込んだことも考えまして、地方が何でもかんでも中央から交付金をもらう、あるいは補助金をもらうという形にならないような仕組みがある程度考えるというふうなこともやっただけかというふうに思います。ちょ

つと不十分でございましたが、そんなところでは、

○菅委員 それでは、林参考人一つだけ。

先ほど、この法律は基本法的性格があるということをおっしゃいました、実施法との関連ということをお考えなさいいけないということなんです。他の参考人からも、関西圏あるいは東京圏も含めていろいろな法律が出て、もう既にあるわけですね。そういうものとこの法律ができたときのいわば整合性なり関連性というものは法律立法上どういう形で考えればいいのか。つまり、ある程度この法律に沿って他の法律をスクラップ・アンド・ビルドが何かしていくというふうなことを考えるのか、単に並列的に存在すると考えるのか、そのあたりの基本法と、既にある関連法あるいはこれからつくるべき実施に直接関連した法律の関係というのはどういうふうな考えればいいのか。

○林参考人 この法律は基本法的なものとして申しましたけれども、要するにこれは基本法的な面は、先ほど申し上げました、国の行政機関あるいは地方公共団体の努力義務的な規定をいろいろと入れておるわけでございます。こういうことについてこういうことに努めなければならぬというふうなことで基本的な方針を書いておる。具体的にはそれをいかに実施していくかということ、これは既存の法律を実施していく面もございまして、あるいは新しく法律をつくる。まあ一つの例で言えば、先ほど申し上げた竹内知事からもお話があったかと思いますが、世間によく出ておりますが、例えば常磐新線なんかについて何か法律をつくるというふうな動きがあるようにございす。そういう問題も一つ、ほかにもあるかと思ひますが、そういう問題もございす。

結局、既存の法律を運用し、これを実現するために新しい法律をつくるということでございますが、それをいかにしてやっていくかというのは、結局実施官庁は意味では中央の官庁であり、あるいは地方公共団体の知事なりあるいは市町村長だろと思う。そういうものをいかに円滑

に実施していくかは、結局各省庁の権限調整に絡めてくる点があるわけ、これはぜひともそういう各省庁が過去の権限にこだわらずに協力してやっていくということが必要だろうと思ひます。その仕組みについては、この法律の中でも若干書いておるわけでございます。

それから、例えば地域振興についてもあるいは業務核都市の整備につきましても、地方的にいろいろな国の機関とか地方団体が一緒に協賛した協賛的なものをつくって、そこで協力していく結果に基づいてお互いがお互いの権限を行使して実現する、そういう仕組みだろうと思ひます。これは具体的に実質的にこれこれについてはこまごまやるといふようなことは、この法律でない別の法律で、今おっしゃいましたいろいろな既存の法律もございすし、新しく予定されておる法律もありましようが、そういう法律でおのづから権限を行使する主務大臣なりあるいは知事なりが決まるわけでございます。そういうものを整合的にやっていく仕組みをこの法律案ではいろいろ書き入れている、あるいは努力義務も書いてある、あるいは協議会的な方式も書いてある、私はそういうふうにしておるわけでございます。

○菅委員 あと多少時間がありますので、もう一度柴田参考人に、先ほどの議論の最後のところで不均一課税のことをちょっとおっしゃったわけですが、最近興味ある税制の議論の一つに、連合とかあるいはリクルートの社長なんかから、大都市圏に国税としての保有税をある程度の面積以上所有している人に一割かけたかどうかというふうな議論が一部出ておるわけ、実はこの委員会でも東京都の都市計画税の二百平米以下、以上という問題で、不均一課税がいろいろの悪い議論が大分あるわけですが、先ほど先生のおっしゃっていた個人用の住居については低率で、それ以上については累進的というふうなことも含めて、土地税制のそういう考え方について見解を聞かせていただければと思ひます。

も、私はやはり土地というものが現在までは税率一律だったわけでございますし、それから名寄せがでないとときには累進課税というものが大変不公平になるかと思ひますけれども、現在のいわゆるコンピュータ技術をもってすれば全国的な名寄せというものがかなり可能ではないだろうか。そして不動産の非常に高い価値のものを多く持っている方というのは、それだけ地域にもいろいろ経済的に負担をかけているはずなので率を多くして見る、他方、生活用におよぶかの不動産で生活するだけ率を少なくする、こういう方向というものを考えていいのではないかと。そして、特に都心部の非常な値打ちの高いところに大規模な不動産というものを所有している主体に対してはかなりの税負担を地方税として考えていいのではないかと。そして今までですと、税法の技術からいっていろいろ困難が多かったわけだけれども、これだけいろいろ電子機器も発達したときにはそういう問題を検討していいのではないだろうか。ちょっとここで言うのは早過ぎるのかもしれないけれども、現在台湾でいろいろそういう都市計画の上での工夫が進んでいると聞きましたので、いろいろ参考になるという話を聞いたのでございすけれども、それらの研究も私自身進めてみたいと思つておるところでございます。

○菅委員 どうも本分にあらうございまして。

○小此木委員長 次に、坂井弘一君。

○坂井委員 大変どうもありがとうございます。四人の参考人の先生方に一言ずつお願いしたいと思ひます。

なぜ東京集中なのかということをお考えますと、私は、根本原因といえますが最大原因は地方分権がでなかったからだ、こう申し上げたいわけなんです。首都圏集中型の発展が、中央集権化、独占化、画一化、こういった大変大きな弊害をもたらしてきたことも事実でありますし、同時にまた、ほとんど東京に人が集まる。そうするとその

しかしながら、あとこれは世論を盛り上げる以外にはないと私は思っておりますので、私ども

それから、先ほど申しましたけれども、地方債の発行が現在まで戦後延々と、当分の間というのの既に三十年以上国の規制下にある、許可の中にある。今日は状況が大きく変わりましたので、いわゆる人気取りでむちゃくちゃに出す、これには一定の枠をつける必要があると思いますけれども、その一定の枠内では、金融機関なりなんなりとそれぞれの自治体が相対で自由に金利やその他の条件を話し合う、そして地方の創意工夫で自分

あるであらう、こういう御意見のようでごさいました。

例えば住宅関係にしろ、都市計画にしろ、あるいは地域の開発にしろ、いろいろな法律が現在ございます。そういうものが必ずしも十分に動いていない点もあるわけでございますが、こういうものをいかにして動かすかということは、これは法律の規定の足りない面もないわけでございますが、実際は運用に当たる各省なり、あるいは府県あたりの意気込みしということが本当は大事な点だろうというふうな気がいたします。例えば都市計画法の実施にしろ、あるいは都市再開発法の審議にしろ、あるいはいろいろな用地の取得についての土地収用法の適用にしろ、法律の規定では十

体ある程度は備わっている、しかし実施がなかなかまいかないという点は、運用面にいろいろの問題があるんだろうという気がいたします。大部分はそういうことで、運用面に気をつけていけば、この計画で決まったところを各省庁なりあるいは知事なり市町村長が本気になって実施していけばうまくいくんじゃないか、これは楽観的な見方かもしれませんが、そう思います。

ただ、この法律でいろいろ考えておりますので、なお具体的に実施面で法律が要する面が幾つかあるんじゃないか。先ほど一つ例を申しましたけれども、例えば新しい業務核都市というものをつくるとか、あるいは近郊に優良な住宅地帯をつくるためには鉄道新線が要るとか、あるいは道路が要るとか、あるいは住宅地帯をつくるというふうな場合、鉄道をつくるのはいいけれども、その近隣に例えれば住宅地帯をつくるについては民間のデベロッパーがやるわけで、鉄道の新線の建設には非常に膨大な金がかかるけれども、鉄道の建設に当たる国鉄自身には何も近傍の土地の価格が上がったことによるメリットは出てこない、そのために費用だけ非常に高くなってなかなか難しい。そういう意味で鉄道と土地開発とを一体化するような仕組みの事業ができるようにJR線なんかについてやたらいいじゃないかという議論があるわけでありまして。そういうのはひとつ新しい法律が要るのかというところがございまして。そういう面でも、あるいは交通網の整備とか情報通信網の整備なんかについても今の既存の法律では足りない面もあろうか、そういう点があるのじゃないかというふうな気がいたすわけでございます。

それから、実はこの法律の中には権限を地方団体に委任する、あるいは地方機関に委任することがいろいろ書いてございます。これは実際にはいろいろの実施をやるについては地方団体に権限を委任するというようなことも必要だろうと思いますが、この地方公共団体に対する権限委任が今ま

でしきりに言われていたがなかなか行われな。その原因は何かというところ、一つは、これは中央の役所の立場でいうと、機関委任事務についての委任をしたのはいいけれども、実施の保証がないというふうな面があるわけでありまして。これは現在地方自治法の改正案が出ておりまして、例の職務執行命令訴訟の問題についての改正案が出ておりますが、あれも一つの考えだと思っておりますが、いろいろ御議論もあるようでございまして、特に、例えば今の国の事務を機関委任事務として地方に移譲する、あるいは現在機関委任事務のものを団体委任に直す、そういうものについてその実施を保証するような仕組みがないと中央官庁もなかなか委任をやらない。そういう点、これはやはり地方自治法の面における問題があると思っております。そういうところの規定の整備も必要じゃないか。まともな答えになったかどうか、そういうことが考えられるかと思っております。

○坂井委員 ありがとうございます。

○小此木委員長 次、塚田延充君。

○塚田委員 本日は、参考人の皆様方におかれましては公私ともに御多忙の中を貴重な意見をこのように席でお述べいただきまして、大変ありがとうございます。

それでは、順不同でございますけれども、質問させていただきます。

まず柴田参考人にお伺いしたいわけでございまして、国の機関がある程度地方に分散しようというところで、竹下内閣におきましても一省庁一機関を推進しようということでございますが、本体を置いたまま部分を移転しても、いわゆる人間の心理的な問題もあって、結局は単身赴任者のみをふやしていくことになりやしないか、この辺のことを、いわゆる学者の立場から、感想で結構ですがからお述べただけだと思っております。

○柴田参考人 一省庁一機関といいますが、今おっしゃられたような問題が起こるかと思っておりますけれども、私は先ほど申しましたように、省庁の一つの局、一つの課の中でも、課をつくりが移るの

ではなしに、課の中のどうしても折衝等々でなければならぬのはやむを得ないけれども、その中に計算とか書類の整理とか、雑務といってしまうか、という失礼になるのですけれども、機能をサポートするような仕事がたくさんあるのではないかと。こういうものはかなり地方に移して、かわりに通信で即刻オンラインでつなげていく。課長の質問なり命令が、場所とはまた遠くにあっても、すぐお互いの通信はできる。これは今後の通信技術の発達で相当可能ではないだろうか。そして、それぞれの行った先では何かのものがないとそれは孤立した形になるでございまして、けれども、先ほど申しましたように、それぞれの行った先には相当の教育機関が、また東京からそっちに出てくる、あるいは文化の、芸術のいろいろな機関がそちらに出てくる。そこで近代的な、快適な生活が十分できる、こういうめどというものは現在の形でも相当研究できるのではないだろうか。そして中央政府全体として相当の機能が縮小されて、人数が縮小されて中央に残る、こういうことが出るのではないかと。それに先ほどからもいろいろ出ております許認可事務の地方移転、両方合わせますと、事実上の遷都と申しますより都市機能がずっと中央が少なくて済む、こういう方向が出るのではないかと。かつ移った方もそれぞれの地域で快適な、健康な環境で家族の生活をしていただく、こういうめどが出し得るのではないかと、またそういう方向が考えられるのではないかと、こういうことでございまして。

○塚田委員 確かに先生の御意見というのは、もう実態そのものは地方に移して、窓口機能みたいなものだけは東京なり大阪なりでいいんじゃないかと、こういうお考えの方だと受けとめさせていただきます。

それでは宇野参考人にお伺いいたしますが、今の柴田参考人のいわゆるサポーターティングオフィスとかバックオフィスというふうな考え方、これを経営の立場でそういうことができるのかどうか、もしそのようにするとすれば、そのための技術的

な条件もしくは社会的、行政的な条件はどう整備すればいいの、御意見を賜りたいと思っております。

○宇野参考人 これは私は可能だと思います。アメリカでもやはりそういう形のサポーターティングオフィスのようなものができておりますが、そのためには、先ほどもお話が出ておりますが、コミュニケーションのシステム、通信でありまして、通信以外に交通体系の整備というふうな問題ができてきますと、これは可能だと思っております。しかし、冒頭に先生おっしゃったように、単身赴任という問題と多少関連があると思うのですけれども、単身赴任をしなければならぬような国土づくりというのはそもそもこの促進法の中にはないはずで、四全総の中にもないはずなんです。やはり豊かな地方の独創性のある町づくりということでありまして、もっと具体的に言いますと、子供の教育というものがそこへ行つて大丈夫かという問題なんかもございまして、そういう意味でのアクセスの整備、インフラの整備というものは十分考えなければならぬ。

そうなつてまいりますと、国土全体について多極分散型というものは果たしてすぐにできるのかというところになると、これは難しい。したがって、順序としてしやすところというのがあるのだから、順序としてはいいでしょう。私は地域のことを言っているんじゃないのですけれども、例えば関西圏とか名古屋圏というのとは比較的にやりやすいところだから、そこをまずやって、その次に地方と、だんだん順を追わないといけないのじゃないかというふうに思います。多少ポイントが外れていくかもしれないが、そういうことでございまして。

○塚田委員 東京への一極集中を避けるためには、やはり地方の振興、これによって初めて産業であれ人口であれ移動が可能じゃないかと思っております。そうした場合、今まで各委員から指摘されておりましたのは、地方への権限委譲の問題、これが不十分だし、これがポイントになるぞというふうに受けとめられる質疑が行われたわけでござい

と、東京の一千万ですか、あるいはそれ以上の市民生活の身近な改善、これの方にぜひこの資金というものを使っていただかないと、二十一世紀の東京、日本経済というものは大変困難が出てくるのではないだろうか。都民の二割以上は、二十一世紀に入る、もうあと二十年たちますと大変な高齢化社会に入っていくわけでございますけれども、その方々が現在の東京の駅の階段、中層四階建て、五階建ての都営住宅、こういうところで大変困難が起ってくるのではないだろうか。また同じく赤ちゃんを連れた母親、これが子供を元気に育てようとする、現在の東京の都市設計、大変困難が出てくるのではないだろうか。そこで、日本の活力というものが次の世代といましようか、あと二十年たつとこの東京の中でつくれないままになってしまうのではないだろうか。そういう方面での対策というものをぜひこれから、大変身近なところで技術は大変簡単かもしれないけれども、スロープをつけるとか、階段をつけるとか、そこに手すりをつけるとか、エレベーターやエスカレーターをつける等々で、大変身近なところで技術的には余りに簡単なことかもしれないけれども、今言いましたような市民生活の健康な発展、これを考えますと、二十一世紀の活力、大変大事なのではないだろうか。そしてそこに相当の資金を投入すれば大変な派生した内需というもので、日本経済の活性化にもそのまま役立つのではないだろうか、こういうことでございます。

○辻第参員 大企業優先の産業経済政策よりも本当に国民生活に密着をした政策をというふうに理解をさせていただきたいと思ひます。

時間がありませんので、次に宇野参考人にお尋ねをいたします。

参考人は、東京一極集中はとまあぬ、こういうふうには申しませんでした。これを改善することは容易なことではない、こういうふうにも申されたわけでございます。この東京一極集中の最大の原因はどういうことなのか、先ほどこちと聞いたの

ですが、もう一度簡明にお答えいただきたいと思ひます。

○宇野参考人 一極集中の最大の原因は、やはり先ほど申し上げましたように日本が中央集権国家として一つの大きな実績を上げてきたというバックと、最近になって国際的な大きな金融の流れ、そして情報化の流れというのが一極に集中することによって効率が上がるということがバックになっておるというふうに理解をいたしております。

ただ私、ちよつと言葉が足らなかつたかもしれないですが、したがって東京の一極集中はとまらないです。とまらないですけれども、とめないでいたら大変な弊害が出るということでございます。それから、これをとめなければならぬ。しかし、とめるときには痛みがある。痛みがあつてもとめなければならぬ。そういうところで今のこの法案を御審議願つていきたいと思いますので、ぜひひとついろいろ御検討いただきたいのですが、私としては、これはやはり地方の分権、そして地方への大きな区画のつくり方というふうな問題を、ひとつ優先して仕組みを変えていけますならば、これは地方の発展というものは可能であるというふうに考えております。

以上でございます。

○辻第参員 もう一言、宇野参考人にお尋ねいたします。

業務核都市構想というのは、私も昨年の委員会では、あれは東京都心部の一極集中を東京圏の一極集中に変えるものではないのか、東京圏の一極集中というものは、これはますますひどくなつていく、この一番大きな問題を解決することになるのかというふうなことを私も申し上げたのでありますが、宇野参考人はこれは応急の措置だということにおっしゃいました。私と本当に同じことをおっしゃいますかと思つて聞いておつたわけですが、結局こういうことでは地方と東京圏の格差が開く、こういうふうにもおっしゃつたわけでございます。この業務核都市というのは、全体として今度のこういうことに見られますやうな、

今度の法案、四全総法案で、本当に多極分散型といひましようか東京一極集中を是正をし、地方を本当に振興させていくことができるのか、その辺の今度の法案なんかのお感じ、一言おっしゃつていただきたいと思います。

○宇野参考人 業務核都市構想というものは、私はこれは一つの方法としてはいい方法だと思ひます。ただ、関東圏の中でだけ業務核都市構想をつくるということが進みますと、先ほど私が申し上げましたように、関東圏全体がまた大きく浮かび上がった地方との格差がどんどん開くという懸念をいたしております。したがって、これはある過渡期の措置であるという理解をいたしたい。もしこの構想を広げるならば、関西圏や名古屋圏にもこの構想を広げるべきであるというふうに考えるというところでございます。

○辻第参員 最後に、私も本当につり合ひのとれた国土をつくっていくということになりますと、国土政策あるいは産業政策あるいは都市政策、地方振興政策、こういうものを本当に転換をしない限り解決をしないというふうに考えているわけでございます。それと同時に、先ほど来お話がありましたが、私も地方行政の全面的拡充ということがなければ解決をしないというふうに考えているわけでございます。先ほど柴田参考人も、いわゆる地方行政の拡充の問題、また宇野参考人も、私もとちよつと観点が違ひますがそういうお話しがございました。

竹内参考人に最後にお尋ねをするわけでございますが、現職の知事とされまして、今の三割自治という状況、中央集権的な状況、そういう状況の中で地方行政の全面的拡充ということが本当に大切だ、それなくしてはつり合ひのとれた国土はできない、地方の振興はない、このように思ひますが、一言御答弁いただきたいと思ひます。

○竹内参考人 おっしゃる通りに地方財政はなかなか大変でございます。その上に国の財政が大変なものですから、時々地方の財源を国の方に持っていくかたしてしまふ、そういうふうなこともある

わけでございますが、今我々は、国会でおつくりになる法律それから国が確保した予算、これは一つの武器だから、我々頭で考えたことを最大限に活用して、そして地方のためにやつていこう、こういうふうな考え方で進めておるわけでございますが、委員の御指摘のように地方行政の充実とつては非常に大事なことで、そういう方向にぜひとも向いてもらいたい、こういうふうに思ひわけでありませう。

○辻第参員 終わります。

○小此木委員長 これにて参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人各位には、御多用のところ御出席をいただき、貴重な御意見を述べいただきました。まことにありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時二十二分散会

昭和六十三年五月七日印刷

昭和六十三年五月九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局